

社会福祉法人松原保育園 行動計画

松原保育園で働く職員全員が思いやりをもって、仕事の質を高め、働きがいを感じる職場にするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：本園休暇諸制度、育児・介護休業等に関する規定について、職員向けの説明用資料等を作成、配布し、制度の周知を図る。

〈対策〉

- 令和3年5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和3年6月～ 制度に関する説明用資料等の作成・配布、職員を対象とした研修および掲示板などによる全職員への周知

目標2：令和6年3月までに、有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間6日以上とする。

〈対策〉

- 令和3年5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年6月～ 計画的な取得に向けて研修を計画期間中に実施する
- 令和3年12月～ 年度途中で取得状況を調査し、取得を促す